

平成 28 年 10 月 1 日現在の保育所入所に係る待機児童数について

待機児童数につきましては、国の待機児童の定義に基づき算定したところ、平成 28 年 10 月 1 日現在で、50 名です。

1 待機児童数の内訳（単位：人）

平成 28 年 10 月 1 日現在における待機児童は保育士不足を理由とするものは 14 名となりました。

一方、保育施設の増はあったものの、それ以上の保育ニーズの高まりを受け、保育所の定員超過等を理由とするものは 36 名となり、合計で 50 名の待機児童となりました。

区 分	H27. 4. 1	H27. 10. 1	H28. 4. 1	H28. 10. 1
① 障がい児統合保育等に係る保育士不足によるもの	18	15	10	<u>14</u>
② 保育所の定員超過等によるもの	3	25	2	<u>36</u>
計	21	40	12	<u>50</u>

（参考）入所児童数

区 分	H27. 4. 1		H27. 10. 1		H28. 4. 1		H28. 10. 1		H28. 10- H27. 10	
	人数	施設数	人数	施設数	人数	施設数	人数	施設数	人数	施設数
保育所	4,906	56	5,033	56	4,942	56	5,075	56	+42	±0
認定こども園 (2・3号認定)	219	2	234	2	263	2	269	2	+35	±0
地域型 保育事業	19	2	82	3	108	6	151	7	+69	+4
計	5,144	60	5,349	61	5,313	64	5,495	65	+146	+4

2 待機児童解消に向けた今後の取り組み

今後、子ども・子育て支援新制度に参入していない複数の私立幼稚園が「認定こども園」への移行を検討していることも踏まえ、教育・保育施設の利用ニーズの動向等を的確に把握しながら、計画的な受け皿の確保について検討を進めます。

また、これまでも保育所等に勤務する保育士の処遇改善を図るための支援策を実施しており、今後とも就労環境の改善を進めながら保育人材の拡充を図り、待機児童の解消につなげて参ります。